

統括防火管理制度とは？

高層ビルや複合ビル等における防火管理体制を強化するために、平成 26 年 4 月 1 日から統括防火管理制度が始まりました。

1 統括防火管理者の選任と届出

統括防火管理制度の対象となる建物の管理権原者は、各管理権原者で協議して統括防火管理者を選任し、所轄消防署長に届け出ます。

2 統括防火管理者の業務と役割

統括防火管理者は、建物全体の防火管理を推進するため、各テナント等の防火管理者と連携・協力しながら、次のような業務を行います。

- ・建物全体についての消防計画の作成
- ・建物全体についての消防計画に基づく消火・通報・避難の訓練の実施
- ・廊下、階段、避難口等の共用部分の防火管理

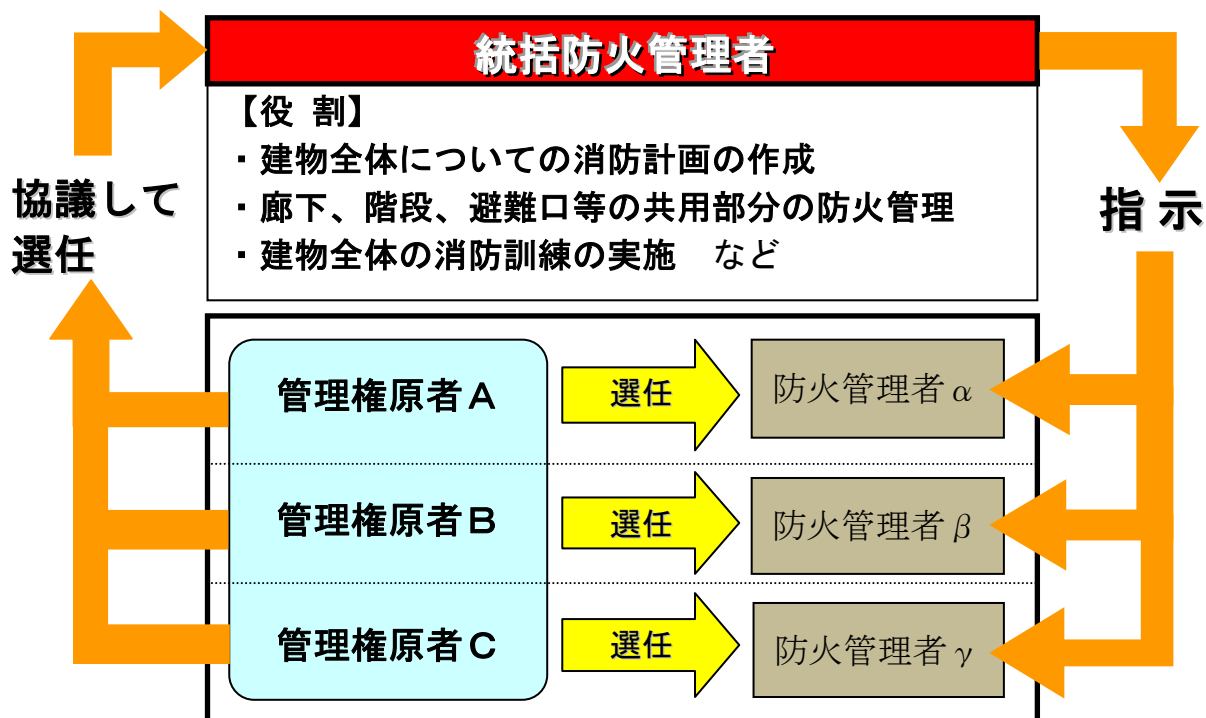
3 統括防火管理者の「指示権」

統括防火管理者は、各テナント等の対応に問題があり、建物全体の防火管理業務を適切に行うことができない場合等に、各テナント等の防火管理者に対して、必要な措置を指示することができます。

【例】

- ・廊下、階段、避難口等の共用部分における避難に支障のある物件の撤去について
- ・建物全体の消防訓練への不参加者に参加を促すことについて

〈統括防火管理制度のイメージ〉



統括防火管理制度の対象となる建物